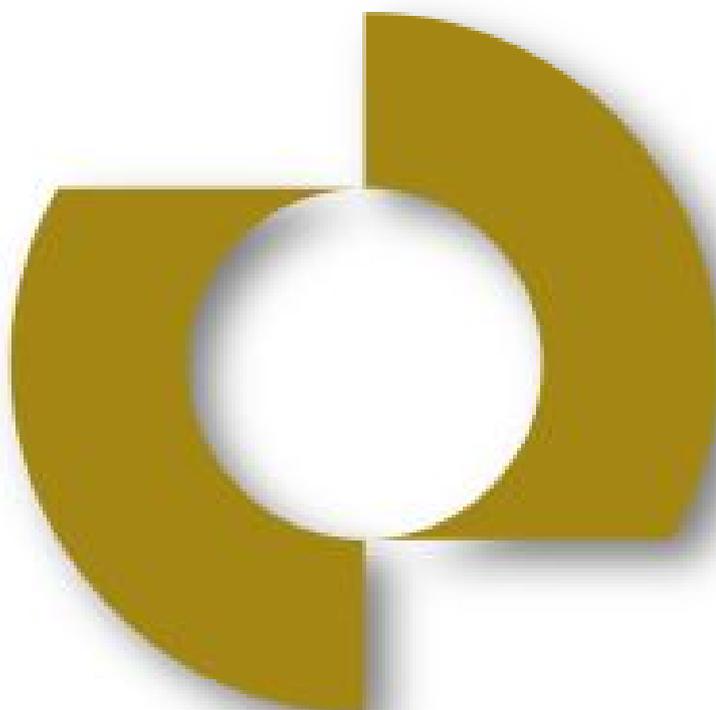


(別記様式第1号)

計画策定年度	平成25年度
計画主体	出雲崎町

出雲崎町鳥獣被害防止計画



【連絡先】

担当部署名 : 産業観光課 農林水産係
所在地 : 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140
電話番号 : 0258-78-2295 (直通)
FAX番号 : 0258-41-7322
メールアドレス : nourin@town.izumozaki.niigata.jp

1 . 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ、イノシシ
計画期間	平成25年度～平成27年度
対象地域	新潟県三島郡出雲崎町全域

2 . 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成24年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
カラス類 ¹	水 稲	0.37	50.2
	野 菜	0.65	22.7
ゴイサギ ¹	水 稲	0.02	2.8
	野 菜	0.04	1.2
アオサギ ¹	水 稲	0.11	15.0
	野 菜	0.19	6.8
ノウサギ ²	野 菜	0.12	4.3
	ス ギ	0.11	15.8
イノシシ ³	水 稲	0.76	30.7

1 越後さんとう農業協同組合への聞き取り調査による。

2 越後さんとう農業協同組合及び中越よつば森林組合への聞き取り調査による。

3 中越農業共済組合への聞き取り調査による。

(2) 被害の傾向

本町は、新潟県のほぼ中央に位置し、町の総面積は 44.38 k m²で、このうち山林面積が約 69.3%を占めている。農林業従事者等の高齢化や担い手不足、集落の過疎化等による耕作放棄地の拡大と、未整備森林の増加等に伴い、近年、有害鳥獣が出没し農作物等への被害が発生している。

特に、イノシシについては、今年度に入り山間部の集落において水田の踏み荒らしや畔の掘り返し等の被害が発生し、今後、隣接の市から大量の流入が予想され被害が拡大する恐れがある。

また、平野部でもニホンザルやニホンジカを目撃情報が寄せられており、今後の農作物及び人的被害等の発生が懸念されている。

このほか、以前からカラス類やゴイサギ及びアオサギ、ノウサギ等の農作物等への被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	被害面積 (ha)		被害額 (万円)	
	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)
カラス類	1.02	0.71	72.9	51.0
ゴイサギ	0.06	0.04	4.0	2.8
アオサギ	0.30	0.20	21.8	15.2
ノウサギ	0.23	0.16	20.1	14.0
イノシシ	0.76	0.53	30.7	21.4

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・町単独事業により、猟友会によるカラス類やゴイサギ及びアオサギ、ノウサギ等の銃器による有害鳥獣捕獲の実施。	・猟友会員の高齢化、担い手不足により捕獲活動体制の整備が必要。
防護柵の設置等に関する取組		・被害地域が比較的小規模で散在しているため、防護柵を設置しての防除は、適していない。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現在、猟友会が実施している有害鳥獣捕獲を継続し、今後の被害状況に応じて捕獲体制の強化を図る。 ・安全で効果的なわな等による捕獲を推進し、新たな担い手育成対策として狩猟免許の取得を支援する。 ・農作物等の被害拡大防止を図るため、未整備森林や耕作放棄地の適正な管理の徹底など有害鳥獣を寄せ付けない取組を行う。

3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関	役 割
出雲崎町猟友会	・町等の捕獲依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲を行う。捕獲実施時には、従事者の安全を十分配慮し、事故防止の徹底を図る。
出雲崎町	・町単独事業による猟友会への有害鳥獣の捕獲依頼。 ・農作物等の被害が発生した場合には、速やかに現地確認を行い、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて猟友会等と連携し、有害鳥獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥類	取組内容
平成 2 5 年度	・カラス類 ・ゴイサギ ・アオサギ ・ノウサギ ・イノシシ	・猟友会員等による巡回及び追い払いの実施。 ・猟友会員による銃器及びわな等による捕獲の実施。
平成 2 6 年度	同 上	同 上
平成 2 7 年度	同 上	同 上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方			
<p>・銃器による捕獲を実施しており、平成 2 4 年度の有害鳥獣捕獲実績は、カラス類 1 2 7 羽、ゴイサギ 7 羽、アオサギ 3 8 羽、ノウサギ 2 4 羽となっており、今後も有害鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギについては、被害拡大防止を図るため、近年の捕獲実績並みでは被害が減らないことから、捕獲数を増やしていく。</p> <p>・イノシシについては、繁殖力が高く積極的な捕獲が必要とされているが、当町において捕獲実績がないことから、5 ~ 1 0 頭を捕獲計画数とし、わなによる捕獲を実施する。</p>			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
カラス類	1 3 0 羽	1 5 0 羽	1 5 0 羽
ゴイサギ	1 0 羽	1 5 羽	1 5 羽
アオサギ	4 0 羽	5 0 羽	5 0 羽
ノウサギ	2 5 羽	3 0 羽	3 0 羽
イノシシ	5 頭	1 0 頭	1 0 頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギについては、銃器による捕獲を実施する。 ・イノシシについては、わなによる捕獲を実施する。 ・その他、被害状況等に応じて有害鳥獣の捕獲を実施する。

(4) 鳥獣捕獲隊

鳥獣捕獲隊の構成
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲隊は、出雲崎町猟友会で構成する。

鳥獣捕獲隊の活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲活動に関しては、全て出雲崎町猟友会が実施する。 ・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギについては、これまでと同様に銃器による捕獲を実施し、イノシシについては、安全で効果的なわなによる捕獲を実施する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥類	取組内容
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・カラス類 ・ゴイサギ ・アオサギ ・ノウサギ ・イノシシ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策協議や研修会等の開催 ・未整備森林及び耕作放棄地の適正な管理の徹底 ・パンフレット等による被害防止の啓発 ・出没時の注意喚起

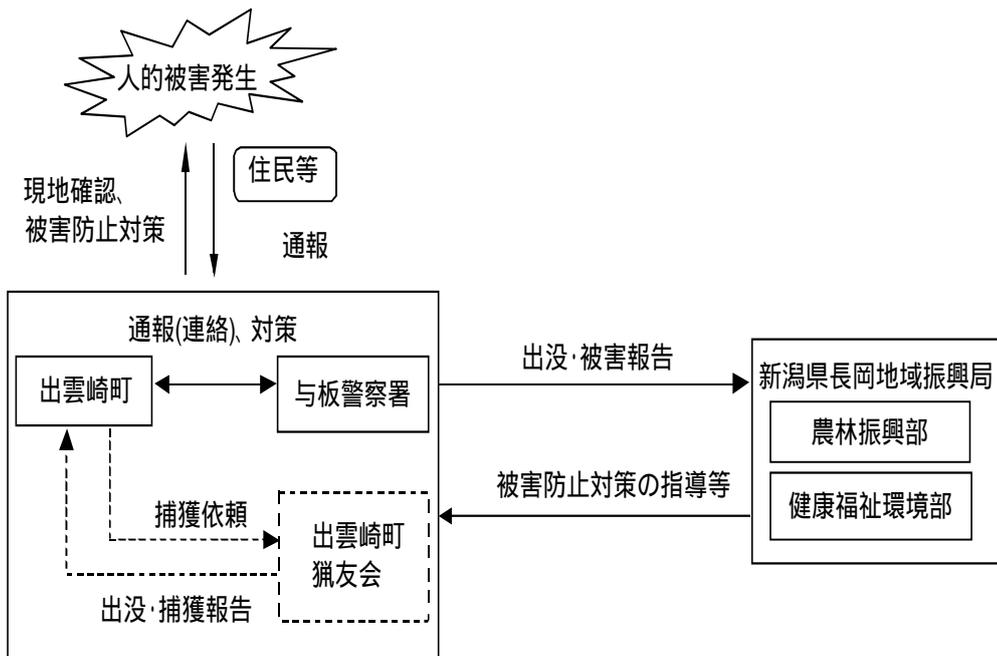
平成26年度	同上	同上
平成27年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
与板警察署	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導等 有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
新潟県長岡地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導等
出雲崎町猟友会	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲
出雲崎町	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲依頼 関係機関との連絡調整 被害防止対策

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
越後さんとう農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害情報の収集 ・被害防止対策の普及啓発
中越農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害情報の収集 ・被害防止対策の普及啓発
中越よつば森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害情報の収集 ・被害防止対策の普及啓発
出雲崎町猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲 ・出没情報や捕獲情報の提供
鳥獣保護員	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣及び鳥獣保護に関する情報の提供
出雲崎町町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整 ・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集 ・被害防止対策の普及啓発
出雲崎町産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局の運営 ・構成機関との連携協力 ・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集 ・被害防止対策の普及啓発
出雲崎町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害情報の提供 ・被害防止対策の普及啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
新潟県長岡地域振興局 農林振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報、出没情報、捕獲情報の提供 ・協議会における事業への指導等
新潟県長岡地域振興局 健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報、出没情報、捕獲情報の提供 ・協議会における事業への指導等

与板警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止 ・ 協議会における事業への指導等
-------	---

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による人的被害や農作物への被害状況に応じて「出雲崎町鳥獣被害防止対策実施隊」を設置し、有害鳥獣の出没時には、被害防止策として捕獲等を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町単独事業による第一種銃猟及びわな猟等の狩猟免許の取得支援により資格所持者を増員し、捕獲活動体制の強化を図る。
野生鳥獣に関する有識者による鳥獣被害防止策の指導及び有害鳥獣関連情報の提供を受ける。

7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、現場の捕獲責任者において殺処分後に土中埋設するなど、適切に処理するものとする。

8 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

町は、出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止策に関する情報交換及び現地研修会等を開催する。